

新田東総合運動場 月極賃貸ロッカー利用約款

月極個人用賃貸ロッカーは、新田東総合運動場利用者が当施設利用を利用するための携帯品を保管するためにお貸しするものです。ご利用の際は、コインロッカーの状態を確認の上、この利用約款に従い、ご利用ください。

1 利用可能日及び時間

月極ロッカーに荷物を出し入れできるのは、保守点検日、年末年始等の休館日を除く開館時間中です。

※保守点検日、年末年始等休館日のご利用はできませんので、ご注意ください。

2 収容できないもの

- ① 現金及び有価証券
- ② 貴重品(重要な物品、書類、資料等を含む)
- ③ 揮発性もしくは毒性のあるもの又は爆発物等の危険物及び化学薬品等
- ④ 鉄砲刀剣等犯罪に使用されるおそれのあるもの
- ⑤ 盗品、その他犯罪によって得られたもの
- ⑥ 臭気を発するもの、不潔なもの、腐敗変質もしくは破損しやすい物
- ⑦ ロッカーを汚損、毀損する恐れのあるもの
- ⑧ 法律で所持、携帯を禁じられているもの
- ⑨ その他保管に適さないと認められるもの

3 利用料金及び利用期間

- ① 月極ロッカーの利用期間は、1ヶ月となります。
毎月1日から末日を1ヶ月とし、月の途中から利用を開始した場合でも、その月の末日までを1ヶ月の期間とします。(例4月16日利用開始の場合4/16～4/30で1ヶ月)
- ② 1,000円/1口・1ヶ月
※月の途中から利用される場合でも、日割り計算での貸出は行いません。

4 申込手続き

- ① 申し込み時には、保険証、免許証、学生証等の本人確認ができる資料をお持ち下さい。
- ② 申し込みは先着順とさせていただきます。空いているロッカーをお選び下さい。
- ③ 月極ロッカーの貸出可能数を上回る申し込みがあった場合は、継続利用の申込みを優先させていただきます。

5 継続手続き

- ① 利用期間終了後に継続して利用を希望する場合は、利用期間終了月の20日までに体育館事務室で更新の手続きをしてください。
- ② 継続手続きの際は、ロッカーキー、身分証明証をご提示の上、利用料金をお支払ください。

6 利用期間終了時の手続き及び収容物等の処理

- ① 利用継続を行わない場合は、利用期間終了月の20日までに、体育館事務室へお申出ください。
- ② ロッカーキーは、期間終了日の21時までには体育館事務室へ返却してください。
期間満了後、ロッカーキーの返却がなされない場合は、鍵の紛失と同様の措置をとらせて頂きます。
- ③ 収容品につきましても、同日時までにお引き取りください。以後の使用はできなくなります。

※ 月極ロッカーを利用期間経過後も利用されている場合には、当施設においてロッカーを開き、収容品はその内容を確認の上、ロッカー強制開錠の日も含め2ヶ月間当施設で保管いたします。保管期間中に収容品をお引き取りになる場合は、本人であることが証明できるものを確認させていただいたうえ、収容品をお引き取り頂きます。
尚、2ヶ月間経過しても、お引き取りが無い場合は、利用者が権利を放棄したと見なし、当施設において処分致します。収容品によっては、処分費用をご負担頂く場合があります。

7 当運動場においてロッカーを開く場合について

- ① 収容物品が第2項の収容できないものに該当する場合又はその疑いがある場合には、月極ロッカーの利用期間中に、当施設において該当貸ロッカーを開き、その実情に応じて収容物の開封、破棄、保管、その他適宜な措置をとることがあります。
- ② 爆発物、毒物等の危険品又は犯罪に使用される可能性のあるものが収容されている疑いがある場合など施設利用者等の身体、財産に被害が及ぶおそれのある場合には、対象となる月極ロッカーを当施設において開き、前号と同様の措置をとることがあります。

8 鍵の保管および紛失

- ① 月極ロッカーの鍵は、利用者が責任を持って大切に保管してください。
- ② 鍵を紛失・破損された場合には、直ちに当施設に届け出てください。
この場合には、施錠措置の交換代金(実費525円)を頂きます。
尚、収納品をお引き取りになる場合には、本人であることの証明ができるものをご確認させて頂いた上で、収納品をお引き取り頂きます。

9 利用者の賠償責任

月極ロッカーを破損した場合または他のコインロッカーの収容品に損害を与えた場合など、利用者が当施設又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償して頂きます。

10 当運動場の免責事項

- (1) 月極ロッカーの収容物に滅失又は毀損の損害が生じた場合であっても、次の各号に該当するときは、当施設はその賠償責任を負わないものとします。
 - ① 第2項の収容できないものが収容されていたとき
 - ② 鍵の紛失又は盗用により利用者が損害を受けたとき
 - ③ 利用者の誤施錠等、貸ロッカーの誤使用による場合
 - ④ 司法権の発動により、関係官公署等から収容物を押収または証拠品として提出を求められたとき
 - ⑤ 天災事変等の不可抗力によるとき
 - ⑥ その他当運動場の責めに帰さない事由によるとき
- (2) 前号の規定は、第6項、第7項により保管中の収容物にも適用します

11 返還金

- (1) 自己都合により、利用期間途中で利用を中止する場合の返還金は行いません。
- (2) 天災等施設の都合により、利用期間中に使用を中止した場合は、全額返還いたします。
この場合は、ロッカーキー、領収書、認印及び本人であることの証明ができるものをご持参頂き、返還申請を行ってください。返還金は、銀行口座への振込となります。

12 転賃の禁止

月極ロッカーは、利用申し込みされた本人以外は利用できません。
利用の権利を第三者に譲渡することはできません。
鍵の複製、月極ロッカーの又貸しや鍵の貸し借りはご遠慮ください。

13 利用の禁止

本約款に違反した場合は、月極ロッカーの利用を禁止し、鍵の返却をして頂く場合があります。

お問い合わせ先

新田東総合運動場

電話 022-231-1221